

保育だより

平成20年度

♪太田市保育料について

♪保育に要する費用は、国・県・市の負担金と保護者の皆様の保育料によりまかなわれております。保育料の基準は国で定めておりますが、太田市の保育料は国の基準より低く設定しております。

また、就学前の児童が同一世帯から保育園、幼稚園及び認定こども園に同時に2人入園している場合は、低年齢児の方の保育料を1/2としております。さらに就学前の児童が同一世帯から保育園、幼稚園及び認定こども園に同時に3人以上いる場合には、3人目以降の保育料を無料としております。

太田市徴収金基準額(保育料)表

在籍保育児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額(月額)			
階層区分	定 義		3歳未満児		3歳以上児	
			1人目	2人目	1人目	2人目
第1	第1階層及び第5～第23階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	生活保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
第2		市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	2,200円	1,100円
第3		均等割の額のみ	6,600円	3,300円	6,600円	3,300円
第4		所得割課税のある世帯	7,900円	3,950円	7,900円	3,950円
第5	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分に該当する世帯	所得税 1,300円未満	11,200円	5,600円	11,200円	5,600円
第6		所得税 1,300円以上 5,300円未満	13,300円	6,650円	13,300円	6,650円
第7		所得税 5,300円以上 7,500円未満	14,600円	7,300円	14,600円	7,300円
第8		所得税 7,500円以上 13,300円未満	15,600円	7,800円	15,600円	7,800円
第9		所得税 13,300円以上 20,000円未満	17,200円	8,000円	16,000円	8,000円
第10		所得税 20,000円以上 22,000円未満	17,500円	8,250円	16,500円	8,250円
第11		所得税 22,000円以上 26,000円未満	17,800円	8,500円	17,000円	8,500円
第12		所得税 26,000円以上 35,000円未満	18,000円	9,000円	18,000円	9,000円
第13		所得税 35,000円以上 40,000円未満	18,500円	9,250円	18,500円	9,250円
第14		所得税 40,000円以上 46,000円未満	18,800円	9,400円	18,800円	9,400円
第15		所得税 46,000円以上 53,000円未満	22,000円	10,000円	20,000円	10,000円
第16		所得税 53,000円以上 62,000円未満	24,000円	10,500円	21,000円	10,500円
第17		所得税 62,000円以上 66,000円未満	27,000円	12,000円	22,000円	11,000円
第18		所得税 66,000円以上 77,000円未満	28,000円	12,500円	22,500円	11,250円
第19		所得税 77,000円以上 103,000円未満	28,500円	12,750円	23,000円	11,500円
第20		所得税 103,000円以上 168,000円未満	29,000円	13,000円	23,500円	11,750円
第21		所得税 168,000円以上 257,000円未満	32,000円	14,500円	24,000円	12,000円
第22		所得税 257,000円以上 413,000円未満	34,000円	15,500円	24,500円	12,250円
第23		所得税 413,000円以上	36,300円	16,650円	25,000円	12,500円

☆ 第2階層と認定された世帯であっても、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯については、保育料が減免となります。

☆ 表中の所得税額は、住宅取得等特別控除及び電子証明書等特別控除前の額です。

☆ この表中、3歳未満児の保育料は群馬県3歳未満児保育料軽減事業による軽減後の額です。

♪ 保育料について

★ 保育料は納期日(口座振替の場合26日)までに納めてください。

★ 入所時に決定する保育料(4月～6月分)は7月に見直しを行いますので変更になる場合がございます。変更になった場合は、4月にさかのぼって変更いたします。

★ 第3以降子育て支援事業に認定され、保育料減免決定となった方については、減免決定日以降に既にお支払い済みの保育料のある方のみ、後日、還付依頼書に基づき納め過ぎた保育料を還付いたします。

市内の認可保育園では、国・県・市の助成により各保育園が分担して次のような特別保育事業を実施しております。

♪ **休日保育事業**

両親が共に日曜日・祝日に勤務があり、他に保育する者がいない場合、子どもをお預かりする事業です。保育園に入園している子どもが対象です。詳細はこども課保育係にお問い合わせください。

♪ **延長保育事業**

1日8時間保育を原則としていますが、地域の実情などを考慮して時間を延長して保育を行っています。各園の保育時間につきましては、こども課保育係または各保育園にお問い合わせください。

♪ **障害児保育事業**

障害を持つ子どもであっても、集団生活が可能であればお預かりして保育を行っています。こども課保育係または各保育園にご相談ください。

♪ **一時保育事業**

仕事その他の事情で、昼間子どもを見られない状況にある場合、週3日、月14日を限度に保育園に預けることができます。

- ・実施園：毛里田保育園・熊野保育園・しらかば保育園・育実保育園・鳥山保育園・杉の子保育園・おじま第一保育園・世良田保育園・綿打保育園・生品保育園・藪塚本町保育園
- ・保育時間：各実施保育園により異なりますので直接保育園にご確認ください。
- ・利用料：3歳未満児2,500円（完全給食） 3歳以上児1,800円（副食給食）
- ・申込み方法：直接実施保育園へお問い合わせください。

★ **届け出について** ★

保存版

☆次の場合、保育園・こども課保育係に必ず届出を行ってください。

住所移動

市内の場合⇒ **【変更届】**を提出してください。

市外の場合⇒ **【退所届】**を提出してください。

※市外に転出し、引き続き太田市内の保育園に通いたい場合は、転出先市町村の保育係に相談してください。
市外からの入所手続きは若干時間が掛かりますので前もって転出先の保育係に相談しておく事をお勧めいたします。

**婚姻・離婚
養子縁組等**

速やかに**【変更届】**を提出してください。

※保育料が変更になる場合があります。

退所

保育園に用意してある**【退所届】**を記入し**退所希望月の20日までに**（20日過ぎ緊急の退所の場合は必ず末日まで）園に提出してください。

※退所手続きをしない為に月の初日に在籍している時は、欠席している場合でも、その月分の保育料は納めていただきます。

● **太田市病後児保育のご案内**

保育園等に通っている生後3ヶ月から小学校3年生までのお子様を対象とし病気の回復期にあるため集団保育が困難で保護者の方が仕事や冠婚葬祭等で家庭で育児ができない場合、施設の医師が受け入れの判断をし、一時的にお預かりします。

※事前に登録が必要となります。詳しくは…

★こども課保育係47-1943 または、

★本島総合病院病後児保育所

「キッズケア」22-7154に

お問い合わせください。